

救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域運営検証会開催要綱

(開催)

第1条 救急相談センターの運営に関し、専門的な見地から意見を求めることを目的とした救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域運営検証会（以下「検証会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 検証会では、次の事項について意見を求める。

- (1) 救急医療相談における判定等の対応内容に関する事項
- (2) 救急医療相談の運営上の課題に関する事項
- (3) 救急相談センターの効果検証に関する事項
- (4) その他救急相談センターの運営に当たって必要な事項

(構成)

第3条 検証会は次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検証会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

2 会長は検証会を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検証会は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 検証会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検証会の運営に関する庶務は、健康福祉局保健部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証会の運営に関し必要な事項は、健康福祉局保健医療担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。